

肺癌臨床研究の利益相反に関する説明文書とQ&A

(利益相反関連事項の報告必須化について)

1. 日本肺癌学会の学術集会での演題発表に際しては、利益相反の有無に関わらず発表する研究内容に関連する利益相反の開示が必須になります。

(報告対象者について)

2. 報告対象となるのは、筆頭演者および全ての共同演者です。

(詳しい情報についての問い合わせ先について)

3. 不明の点があれば、日本肺癌学会事務局までe-mailにてお問い合わせ下さい。その際には、タイトルに「学術集会ー利益相反について」と記して下さい。

(Q&Aについて)

4. 以下によくある質問を挙げています。

よくある質問

Q. 企業等というのは具体的には何を指しますか？

A. 営利を目的とした企業で、医薬品・医療機器・検査器具・試薬等の製造販売に関連するものを指します。

Q. 利益相反があると発表できなくなりますか？

A. そのようなことはありません。一方、報告がない場合は登録完了しないので発表できません。

Q. 学会発表の日までに利益相反の報告を行わなければ発表できないのでしょうか？

A. できません。

Q. 利益相反があることで発表が不利になることはありませんか？

A. 利益相反の存在をプログラム編成の中で評価することは考えていません。

Q. いつの分を報告するのですか？

A. 発表者全員分の過去3年間でまとめて報告して下さい。(2020年の学術集会の場合、2017年1月1日から2019年12月31日まで)

Q. 発表者の分だけで良いですか？

A. 筆頭演者および全ての共同演者の利益相反を報告して下さい。なお、各人の利益相反開示事項には生計を一にする親族も含まれています。

Q. 抄録登録に際しては利益相反を届けていませんでしたが。

A. 口演、ポスター発表に関わらず、当日の発表に際しては提示していただくことになっています。抄録集とweb siteに注意事項を掲載しています。所定の様式に準じてCOI記載項目を完成させ、提示して下さい。

Q. その他とはどんなことを指しますか？

A. たとえば、利害関係を有する企業からの臨床研究とは関係のない贈答（5万円以上）や、自らが代表者を務める団体等が企業から高額寄付を受けている場合など、項目には該当しないが利益相反が生じる可能性があるものについて記載して下さい。不明の点は以下にお問い合わせ下さい。

Q. 報告義務のある金額が書いてありますが、全企業の合計額のことでしょうか、1社ずつの金額のことでしょうか？

A. 1社ずつです。

Q. 多診療科が含まれる大講座制の教室に所属しています。奨学寄付金について、実質は呼吸器科あての寄付金をいただいています。他の診療科を専攻している教授の教室あてに寄付されている形になっています。この場合は私が報告する必要はないのでしょうか？

A. 実質的に使用権限がある場合は報告しなければなりません。

《利益相反の開示についてのお問い合わせ先》

特定非営利活動法人日本肺癌学会事務局

〒103-0027東京都中央区日本橋3-8-16 ぶよおビル4階

TEL : 03-6225-2776

E-mail : office@haigan.gr.jp